

水産政策審議会企画部会
第77回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第77回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成30年9月19日(水) 14時00分

閉会 平成30年9月19日(水) 15時58分

2. 出席委員

(委員) 姜 明子 佐藤 安紀子 橋本 博之 浜田 峰子
平野 澄子 細川 良範 水越 和幸 山下 東子
(特別委員) 久賀 みず保 久保田 正 菅原 美徳 鈴木 博晶
津田 幸喜 中川 竹志 中田 薫 平山 孝文

3. その他出席者

(水産庁) 保科増殖推進部長 岡漁港漁場整備部長 藤田企画課長
中管理課長 廣山研究指導課長 斎藤沿岸・遊漁室長
福田調査官 山田課長補佐 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第77回企画部会
議事次第

日 時：平成30年9月19日（水）14:00～15:58

場 所：農林水産省三番町共用会議所 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）平成30年度水産白書の作成方針等について

（2）水産政策の改革について

（3）その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成30年度水産白書の作成方針等について	3
3	水産政策の改革について	11
4	閉 会	29

○企画課長 定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第77回企画部会を開催したいと思います。

私は本日の事務局を務めます企画課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、水産庁増殖推進部長の保科より御挨拶を申し上げます。

○増殖推進部長 増殖推進部長の保科でございます。水産政策審議会第77回の企画部会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

初めに、委員、特別委員の皆様方におかれましては、平素より水産政策の推進に御協力をいただいております。この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。

また、昨年から御審議をいただきました平成29年度の水産白書につきましては、おかげさまをもちまして、5月25日の閣議で了承されまして、国会に提出することができました。改めて皆様に感謝を申し上げます。

本日は、平成30年度の水産白書に関しまして開催される1回目の企画部会ということでございます。白書の作成方針やスケジュールについて御議論をいただきたいと思っております。水産白書は我が国の水産業の動向や施策の内容について記述するものでございまして、国民の皆様理解を深めていただく上で大きな役割を果たすものであり、水産施策を展開していく上でも大変重要な意義を有するものでございます。

本年度の白書につきましても、昨年同様、水産施策における重要テーマについて、よりわかりやすいものとなるように作成をしていきたい、こういうふうに考えております。また、その後、6月1日付で農林水産業・地域の活力創造プランに盛り込まれた水産政策の改革、これについても現在の状況を説明させていただきたいと思っております。今後の水産施策の展開に深くかかわるものでございますので、是非とも皆様の御理解をいただけたらと考えております。

結びに、本日は限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○企画課長 7月27日付で水産庁の幹部のほうで異動がございました。本日、出席をいたしております水産庁幹部を紹介させていただきます。

研究指導課長の廣山でございます。

○研究指導課長 研究指導課長の廣山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長 それでは引き続き、座ってしゃべらせていただきます。

まず、本日の会場でございますけれども、委員の皆様の前にもいつもと違いましてマイクがございます。挙手をいただきまして、御発言の際には、ボタンを押していただいて発言をしていただく。発言が終わりましたら、再度ボタンを押してランプが消えるのを確認していただくということと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、前回、4月の企画部会におきまして、情報共有の円滑化ですとか文書事務の効率化

を図るということで、ペーパーレスで実施するというごことでお知らせをいたしましたけれども、この会場のほうはペーパーレスで実施するための環境が整っておりませんで、その点はあらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員11名中8名の方が御出席されておひまして定足数を満たしております。本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

次に、特別委員の方でございますが、12名中、現在7名が御出席されてございます。中田特別委員におかれましては遅れて出席ということでございますので、来られると8名ということになる状況でございます。なお、特別委員のうち、全国漁青連会長の交代に伴ひまして、菅原幸洋特別委員が辞任されております。新しい会長に特別委員をお願いすることになりました。平山孝文特別委員を御紹介いたします。

○平山特別委員 全国漁青連会長をしております平山です。よろしくおひ願いいたします。

○企画課長 よろしくおひ願いします。

続きまして、当審議会の議事の取り扱ひにつきまして御説明をいたします。水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、公開で行うこととなっております。また、9条に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

では、今回の配付資料の確認をさせていただきます。

この企画部会の議事次第の後ろに、資料1から資料2、参考資料1、参考資料2ということで、資料の番号が振ってございます。これらの資料を確認いただきまして、もしない場合は事務局のほうにお申しつけください。お届けるようにいたします。よろしいでしょうか。途中でお気づきの際には、その際に御連絡ください。

あと、カメラがもし入っております場合には、カメラで撮影されている方は撮影はここまでということをしていただきますので、よろしくおひ願いいたします。

それでは、山下部会長のほうに議事進行をお願いいたします。

○山下部会長 皆様、お久しぶりでございます。また今年度、白書の審議をするという時期になりまして、お忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。

昨年度同様、また、活発な御議論をいただきたいと思ひておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくおひ願いいたします。

それでは、着席をして進めさせていただきます。

議事に入らせていただきます。

本日の議題は、平成30年度水産白書の作成方針等について、及び水産政策の改革についての審議となっております。

また、この企画部会の後に、次の御予定がある委員さんもいらっしゃるというふうにおひっておりますので、16時までに終了できるように、議事進行への御協力よろしくおひ願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、私のほうから平成30年度水産白書の作成方針等について説明させていただきます。資料2を御覧ください。

水産白書の作成のスケジュール、平成30年度水産白書の位置づけということでございますけれども、一応おさらいをさせていただきますと、水産基本法第10条に基づきまして、毎年、閣議決定の上、国会に提出するというものでございまして、例年3部構成ということで、1つは、その年その年の動向ということで、平成30年度の動向。さらには平成30年度に講じた施策。さらに31年度に講じようとする水産施策という形になっております。

作成の方針でございますけれども、2の(1)の基本的な考え方というところでございますように、水産白書は、やはり国民に対しまして水産をめぐる状況、動向を正確にお伝えをするという重要なツールであるということでございますので、それぞれの年の、できるだけ新しい動きを反映させていきたいと考えております。

①にございますように、できるだけわかりやすくということで、写真とか図表とか用語解説を多く用いるということでございますし、記述ぶりにつきましては、平易な記述ということでございます。

②でございます。特定のテーマについて掘り下げた分析を行う特集、これは例年設けております。後でまた御審議をいただきますけれども、昨年はICTなどの技術の話でございました。

③でございます。ここでその年その年の白書を見れば、そのときにどういう変化がわかるかという形で、一般的な情勢を分析する部分、これを一般動向編として第Ⅱ章で設けるということでございます。

さらに、最近増えておりますけれども、④にありますように、いろいろトピックス的なものをコラムとして、いろいろ御紹介をするということを考えております。

次に構成でございます。①としまして特集でございますが、事務局のほうでまず考えさせていただいておりますのは、今回の第Ⅰ章の特集につきましては、ここに掲げさせていただきますように、いわゆる人材の育成の話を検討したらどうかというふうに考えております。水産系の高校などにおける人材育成が、かなりこれまで水産業の維持・発展に貢献してきたということでございますし、かなり情勢が大きく変化する中で、いろいろ地域のつながりといいますか、そういうものを重視されて、いろいろ工夫をされているという状況がございます。そういったことで、あと、さらに漁業の維持・発展のために、そういう新規就業者の育成みたいなものも重要になっているということでございますので、今回の白書におきましては、水産業に関する人材育成をテーマに、水産系の高等学校ですとか大学等の取り組み、地域への連携、貢献等について分析をさせていただく。若手の漁業者等の育成の取り組みを紹介して、今後の人材育成の方向性について考察してはどうかと考えているということでございます。

②が第Ⅱ章の一般動向編でございます。これは資料としての継続性の確保の観点から、昨

年度の白書の内容を基本として精査をして、平成30年度の漁業をめぐる状況に応じたものとするということでございます。

平成29年度白書では水産業に関する技術の発展というものを特集として検討させていただきましたので、その部分については第Ⅱ章の中に、全部というわけではございません、一部を戻すという形で作成したい。今回、特集と重複すると考えられる部分につきましては、当然、中からは外すということでございますし、平成29年に突発的に書いていたということも、当然、今回の白書からは外すということと考えております。

そういたしますと、具体的な構成案はここに掲げておりますように、序節として、第Ⅱ章につきましては、水産政策の改革の話がまずあるんじゃないかということで、これは後ほど別のところで御説明をいたします。第1節は漁業資源及び漁場環境をめぐる動き、第2節が我が国水産業をめぐる動き、第3節が水産業をめぐる国際情勢、第4節が水産物の消費・需給をめぐる動き、第5節が安全で活力ある漁村づくり、第6節が東日本大震災からの復興に向けた動きということで考えているということでございます。

(2)で水産施策につきましては、平成31年度に講じようとする水産施策について、その基本計画の項目に沿いまして、31年度予算ですとか、金融、税制の内容を整理していこうと考えております。

今後のスケジュールでございますが、例年同様、3ページになります、5月中・下旬の閣議決定を目指して作業を進めたいと考えております。当然、農水省でほかの白書がございまして「食料・農業・農村白書」、「森林・林業白書」及び「食育白書」、これと並行して作業を進めたいと考えております。

表の中にございますように、まず本日、そういうテーマの考え方とか作業スケジュールについて御議論をいただきまして、11月中旬に骨子案を御審議いただいて、2月中旬に一次案、4月上旬に最終案といいますか、二次案を審議するというように考えております。その際に、31年度の水産施策につきましては、31年2月、あと4月、こういったところで最終的には諮問をし、5月中・下旬に閣議決定をして国会に提出するというように考えさせていただいているということでございます。

さらに、資料2の別紙1のほうを御覧いただけますでしょうか。特集の構成案というのがございます。先ほど申し上げました、一番、白書の冒頭で特集を毎年設けております、水産業に関する人材育成といたしまして、現段階では構成案といたしまして、第1節、水産教育による人材育成ということで、水産教育についてこれまでの変遷ですとか、学校、大学でどういう取組をされてきたのかということ等を記述をするというのが1つ。

第2節で、若手漁業者等の育成ということで、いろいろ、都道府県の漁業学校みたいなものを設けているところもありまして、そういう新規就業者の確保に向けた漁業学校ですとか、そこでの取り組みの内容、若手漁業者の技術力とか経営力の向上に向けた取組みみたいなものについて記述をしていこうと考えています。

その後、第3節として、将来求められる人材育成についてということで、これまでの分析

を踏まえまして、特集の取りまとめとして、今後、水産分野で求められる人材育成の方向性について提示ができればということで、今回、特集のテーマ、あと構成案を御提示させていただいたというものでございます。

別紙2は、これまでの水産白書の特集のテーマでございますので、参考にしていただければいいのではないかとということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料について、これから御審議いただきたいと思いますが、時間の制約もございますので、2つに分けて進めたいと思います。

まず最初に、作成方針全般について御質問を含めて御発言をいただきまして、その後で特集について御審議をいただくというように進めていきたいと思います。

それでは、作成の方針全般について、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

今、中田委員、いらっしゃいましたけれども、今ちょうど作成の方針全般について、これから審議を、御意見をいただくという段階でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、水産業の人材育成の特集については、また御意見あるかと思いますが、それは後にいたしまして、作成方針についていかがでございましょうか。

どなたでも、お願いいたします。

久保田委員、お願いします。

○久保田特別委員 方針とかいうことではないんですが、ここ二、三年、いろんな中央での規制改革会議等とか、いろんな議論がなされて、その中で1つ感じることもあるんですが、要は漁協の位置づけといいますか、漁協というものについて正確な捉え方がされておるのかなという気がしております。これは1つの、テレビ番組等のことを申し上げるのはちょっと趣旨から外れるかと思いますが、大阪の関西系の範囲としたテレビ番組で、規制改革等の漁業権の問題とかが話題というよりも、何かつくり上げられたようだったんですが、そういう中でも漁協というものについて、いわゆる何か圧力団体的な、身勝手な団体みたいな感じの、そういうふうを受け取られるような表現といいますか、意見が出ました。ただ、これはその方の本当に漁業というものを、浜というものを御存じなのかなという感じがいたしました。ただ、最近のテレビ番組の中で何か批判をするとか、今までなかったようなものを言うとかいうのが、視聴者受けするということでの構成かわかりませんが、漁協というものの成り立ち、いわゆる漁業協同組合、協同組合というところの歴史といいますか、日本での歴史、いろんな取り組みがなされてきた、そういう中であって漁協があり浜があり、そして今の漁業権のあり方と資源管理というようなものがあると思っています。ただ、全てがそれでいいということではなくて、やはりいろんな新しい目を向けたやり方、進め方は当然だと思っておりますが、ただ、基本のところは、そのところがどうも留守になっているんじゃないかという気がしますので、やはりそういうような誤解が生まれぬ、本来の浜というものについてのそういうものが、この方針、進め方の方針ということじゃなくても、そのような記述等が

必要あるような場合には御考慮いただきたいというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、白書のことについて御審議いただきますけれども、その後、水産業の改革についてという議題がございます。今、久保田委員から御指摘いただいた件は、2のほうに非常に関連が深いのではないかと思いますので、また改めて御紹介します。委員の皆さんにも、覚えておいていただいて、また、改めてこれについて考えてみたいというふうに思います。

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

細川委員。

○細川委員 作成方針のところに基本的な考え方についてわかりやすい旨ということで書いてあるんですが、横文字だとか略語だとかすごく多くて、わけがわからなくなっちゃいます。巻末のところにそれらを索引として掲載していただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。重要な御指摘かと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

私から1つございますけれども、よろしいでしょうか。

資料2の2ページ、②の一般動向編の節の書き方なんですけれども、第6節、東日本大震災からの復興に向けた動きとあるんですが、これが出るころには8年を経過しているので「向けた」という表現で適当だろうかということを考えました。代替案としては「めぐる」なんです、そうすると「めぐる」が5つになってしまっていて、「めぐる」ばかりになってしまうので、これもどうかなと思うんですけれども、「向けた」という段階ではないのではないかなというふうに思った次第です。

ほかにはいかがでしょうか。

何かお答えありますか、お願いします。

○企画課長 御意見ありがとうございます。

まず、略語といますか、用語の解説につきましてはできるだけ工夫をさせていただきたいと思います。

あと東日本大震災からの復興に向けたというのは、多分、ほかの白書とか全体の10年の復興期間との関係での記述ぶりというのを合わせないといけない部分があるかもしれないので、そういうのを考慮した上で、部会長の御指摘がどれだけ反映できるかというのをよく検討させていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

そんなに無理に反映していただかなくても、気がついただけです。御参考までということです。

それでは、また作成方針について何かございましたら、御発言いただくといたしまして、次に特集テーマであります水産業に関する人材育成、これで特集を組みたいという御提案が

ございましたけれども、これについていかがでございましょうか。

どなたからでもお願いいたします。

では、津田委員、お願いします。

○津田特別委員 特集、水産業に関する人材育成の掲載についてですけれども、日本の産業全体の喫緊の課題となっている人材不足であります。産業維持存続には人材確保・育成が必要不可欠であります。とりわけ漁船乗組員の不足は深刻化しており、後継者の確保・育成を推し進めなければ水産物の食料を提供する労働者にも影響が与えられ、国民への良質な水産物を安定的に供給するものには、人材育成は最重要課題と考えております。特に、遠洋海域で漁労に従事する漁船では、日本人漁船員の高齢化、後継者不足による船舶職員の不足が顕著であり、係船や廃業といった事案が報告されている状況です。

現状を鑑みますと、もっと早く掲載してもおかしくない特集であり、日本国民の食生活に欠かせない水産業を維持・存続させるためにも、水産白書に水産業に関する人材育成を掲載することは非常にインパクトがあり、ぜひとも特集として取り上げていただきたいと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

これまでの特集テーマと照らし合わせても、これまで人材育成が前面に出たものはなかったもので、そういう意味でも評価していただいて、ありがたいと思います。

ほかには、中田委員、お願いします。

○中田特別委員 遅れてきて来て申しわけありません。

私は人材育成の現場に行って、今3年目ですけれども、行ってつくづく思うのは、今まで水産あるいは水産業に触れていなかった若い人たちに水産業が実はおもしろいんだよと伝えることができるというのは、新たに人を水産業に加入させる上で非常に重要だということです。そういった意味もあり、ここで人材育成を取り上げていただくというのは非常に適切だと思います。

それからもう一点、今、AIとかITとか、いろんな新しい技術を水産の現場でも入れていくというような話がありますけれども、大学生とか高校生、それだけではなくて、既に水産業の現場にいる人に対して、新たに人材育成するような機会を設けるみたいなことも重要じゃないかと思っております。

御検討いただければ幸いです。

○山下部会長 ありがとうございます。

水越委員、お願いします。

○水越委員 2つありまして、1つは資料2のほうを見ますと、1ページ目の一番最後に、地域との連携を進めるというようなことがあるんですが、別紙1を見ますと、そういったところが書かれていないんですが、例えば北大の水産学部は地方自治体と今、連携をいろいろな町と進めているというようなこともあります。そういったことをこの第1節、第2節、ど

こにはまるかわからないんですけれども、そういった点も強調してほしいというのが1点です。

あともう一つは、これ、高校生以上というのが基本になっているんですけれども、今年出た水産白書の中でも取り上げてもらった、稚内の中学校で取り組んでいる子供たちへの学習、こういったような小中学生向けの水産業はこういうことをやっているんだというような点のアピール、そういったようなこともどこかに盛り込んだらいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 人材育成の点なんですけれども、沿岸漁業と沖合漁業、遠洋漁業では違いがあると思います。これが水産側から書きますと、皆さんが御存じの上で書かれるので一緒くたに見えてしまいがちなところがあるかと思いますが、一般国民はその違いがわかりません。また、これから就業したいと思ってくれる人たちにも、よりわかりやすくするために、その違いをここで明確な形で、ぜひ御記述いただきたいと思ひまして、御意見申し上げます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

久賀委員、お願いします。

○久賀特別委員 私の若干の経験と反省から、2つ意見を述べさせていただきたいと思ひます。

1つは、水産教育は明治時代から、特に遠洋漁業を支えるものとして存在してきたと思ひんです。水産業の主軸が沿岸漁業に移ってから、大学あるいは高校はカリキュラム等、組織を変えながら、時代に合わせながら変化してきたと思ひます。そういう中で、現在も、特に漁業の担い手の現場に、これまでどおり人材を輩出してこれたかという現実に目を向けますと、なかなかそこは貢献できていないという現実があるのではないかと思ひしております。

その根拠は、大学の就職先の動向でして、例えば私の勤め先でありますと、練習船に乗って海技士免許を取る学生が年間、4%から5%ぐらいいますけれども、彼らは全員、漁船ではなくて商船のほうに行ってしまう、そういう現状もありますし、あるいは漁業とか養殖業といった漁業の担い手の現場に就職するというのはほんのわずかでございます。ですので、特に大学においては恥ずかしながら、現場の担い手育成という観点から見れば、残念ながら、なかなか貢献できていない状況にあるというのが現実ではないかと思ひしております。

今回の白書では、水産高校や水産系大学のいろんな取組を紹介していただくということなんですけれども、まずはそういった現状認識を踏まえた上で、さまざまな取組があるよという流れが現実に沿ったものであって、読者にも誤解を与えないというふう感じておりますので、御検討いただければと思ひます。

2つ目ですけれども、同じ大卒の就職先、水産系大学の就職先を見ておられますと、30%か

ら40%は流通、それから加工分野でございます。商社、荷受け、ベンダー、水産小売含め、流通局面の営業職が非常に雇用が大きくて、そちらに就職するという現状があります。水産業界全体を見ましても、価格ですとか売り方、販売のところに関心が大きくて、やはりその分野への人材教育が求められているんだというのが日々感じているところでございます。

水産教育も産業構造が変わって、ニーズも変わっていく中で、対応していかなければならないと思います。実学を背景にした教育であるのであれば、水産教育も社会の変化に機敏に対応していくべきだというような提言はぜひ織り込んでいただきたいなというふうに思います。現実、教育の組織の中では、流通ですとかマーケットのことをきちんと勉強できるところは手薄だと思いますので、そういったところがニーズに対応していくには必要じゃないかといった提言を第3節あたりで取り上げていただくことを御検討いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

平野委員、お願いします。

○平野委員 人材教育が非常に大切だというのは思いますので、若手就業者が何が魅力で漁業に入ってきたかという生の声をアンケートにするというのも、ほかから見ののではなくて、本当に本人たちがどういうものに魅力を感じてこの世界に入り、そこがいいんだから周りの人に勧めるというような、そういう視点もあってはいいかと思いますので、そういうアンケートをとるなりというような方法はいかがでしょうかと思いました。

あとそれから、第6節の東日本大震災からの復興に向けた動きでは、すみません、たまたま私、こちらを持っておりまして「東日本大震災、熊本地震からの復旧・復興」というような題名になっております。「向けた」というのではなくて「東日本大震災からの復旧・復興」というふうになっておりました。つけ加えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございました。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 この特集の人材育成の第3節に当たることで意見を申し上げたい。人材育成の教育の内容について、国土の保全とか自然環境の保全が特に沿岸資源に非常に大きな影響を及ぼしているということを漁業者自身が、本当にしっかりと認識があるような風土というものが必要だと思います。例えば気仙沼の畠山さんのように、森は海の恋人運動を起こされたり、漁業者自身が非常に高い環境意識を持って、海だけではなく、森と川を守る、保全することが沿岸資源に非常に大きな影響を及ぼすという、そういう意識、認識、知識といいたいでしょうか、そういうものをこれからの漁業者というのは特に持っていくべきなのだと思います。

それからもう一つは、地球規模の気候変動によって相当海が変わり、資源が変わって、またもう一つはマイクロプラスチックの問題等、非常に地球規模の問題がたくさん出てきてお

ります。これからの漁業者というのは、そういうことまで全て認識をして漁業にいそしむことが求められると思います。一言で言って地球環境なり自然環境なり国土なり、そういう環境に関する教育、人材に求められる認識といたしまししょうか、知識といたしまししょうか、そこら辺も重点を1つ盛り込んでいただければなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま、さまざま、こういうことを盛り込んだらいいのではないかというような御意見をいただいておりますけれども、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

私は、平山委員、今回初回でいらっしゃいますので、逆に質問をするのは失礼かと思えますけれども、お尋ねします。私が個人的にこの特集の構成案で引っかかっているのは、第2節に若手漁業者と書いてあることなんです。このときに、若手でない人が大宗を占める今の漁業の現状にあって、こういうふうに書くと、自分は関係ないかなというふうな気持ちがする。そんなことについては事務局と話をし合ったんですけれども、「等」と書いてあるからいいんだとか、若手は50歳ぐらいまで入るとか、いろいろなことをおっしゃったんですけれども、平山委員としては、このあたりどんなふうにお考えか、ほかの御意見でも結構ですけれども。

○平山特別委員 今、漁業の現場では若手というのは60歳ぐらいまで若手という認識で、自分が若いと思っていたら若手ということになっていると思います。人材確保というのが今、テーマになっているんですけれども、人材確保にてっとり早いのは所得向上というところなんです。とにかく漁師さんが、もうかって、そういう姿を見たら、漁師と関係ない人も、ああ、もうかるんだと漁師になりたがると思います。昔の漁師さんはそうだったから、自分たちの世代は漁師になったんだと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

先ほど久保田委員から漁業協同組合の役割という話があったんですが、漁協にも漁業協同組合学校という組合学校があって、そこで組合の職員の方を育成したりもしていらっしゃるので、そういうことも紹介の中に入れられるといいんじゃないかなというふうに思いました。

それから、私は若手という表現にこだわっているんで、そういうことでいうと、若手だけじゃなくて生涯教育というんでしょうか、生涯現役時代に向けて、A Iとかそういう新しいI Tなんかに馴染んでいってもらうためにも、リメディアル教育というようなことも、「等」の中に込めてもらいたいなというふうに思っています。

細川委員、お願いします。

○細川委員 私、小売のほうの立場が結構多いんですけれども、先ほど久賀先生のほうからあったように、卒業生が小売だとかのほうに行かれる方も結構いらっしゃる。我々、小売の仕事をやっていると、やっぱり気がつくのが、生産者と小売のほうの意見の食い違いという

のが甚だしくあるわけです。ですから、その辺のところももうちょっと、消費のほうまで含めた教育もカリキュラムの中に入れていただければなというふうに感じます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにないようでしたら、水産庁、事務局からお答えありますか。

○企画課長 一言で申し上げますと、できるだけ皆様方の意見が反映されるように努力をしたいと思っておりますし、あと体系立てて整理できないところは、昨年度も特集の中にもトピックス的なものを設けて御紹介をするということで、できるだけ紹介をできるような形で工夫をさせていただきたいというふうに考えています。今回のテーマは、初めてということもありまして、逆に、皆様方からこういう情報がありますよというのがありますと、我々としても非常に編集をしやすいということがございますので、もしそういう、何か御協力いただけるような、御提供いただけるような情報ございましたら、いただくと大変ありがたいというふうに考えておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで議題1を終わりにして、議題2に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

水産政策の改革についてということで、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 引き続きまして、水産政策の改革についてということで、資料3と資料4、さらには資料5を用いて、概略を御説明させていただきたいと思っております。

実は、資源管理分科会のほうにおきましては、ことし5月31日に資源管理分科会がございまして、同じ内容を御説明させていただいております。その際には、今回御説明する内容に資源管理の話がかなり入っておりますので、そういった点について御質問をいただいたという状況であることをあらかじめ御報告をさせていただきます。

まず資料3の1ページを御覧ください。一応、もう御存じかもしれませんが、水産基本計画が昨年4月28日に策定されまして、その後、昨年12月に農林水産業・地域の活力創造プランというのが改定されまして、ここで水産政策の改革の方向性というのが2枚紙ができたわけでございます。これを何度か私のほうからも御説明をさせていただいたということでございます。その後、6月1日付で活力創造プランが再度改定されまして、水産政策の改定についてということで、もうちょっと詳細な骨格が位置づけをさせていただいたという状況になってございます。

それで、2ページを御覧ください。改革の全体像でございますけれども、まず、一番上にごございますように、資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して改革をいたしますということでございまして、幾つか骨格となる部分がございます。

1つは、資源管理です。これをしっかりやります。それと遠洋の沖合漁業、こちらはどちらかという、許可制度をいかに見直して、若者に魅力ある漁船を提供できるかというよう

な話だと思っております。

さらには、沿岸域ということで、養殖とか沿岸漁業の部分がございまして、あと、予算措置的なものが多いございますけれども、一番下になりますが、水産物の流通・加工、この部分についても力を入れていくということでございます。

さらに、青い字で書いてありますが、新しい昨年の白書でも特集をいたしました、こういう新しい技術、ICTについてできるだけ活用して、それぞれについて現代の情勢に合った形でレベルアップといいますか、振興といいますか、そういうのを図っていこうというふうに考えております。

次に、資料4のほうを御覧いただけますでしょうか。個別に全部説明すると時間がかかってしまうので、簡単に御説明いたします。

まず、水産政策の改革についてということで、改革の方向性、左側にある欄が昨年12月に位置づけをさせていただいたものでございます。今回6月1日付で改革の具体的内容ということで位置づけをさせていただいたものが右側の大きな四角の中、表の中ということになります。

1つ目が、新たな資源管理システムの構築ということで、今回、漁業の成長産業化のために基礎となる資源をちゃんと管理していくことは重要だということでございますし、国際的に見て遜色のない科学的、効果的な評価方法、管理方法とするということで、次に掲げるような内容の見直しをするということでございます。あわせて、我が国の排他的経済水域内の取組と並行しまして、関係国と共通に利用している資源がございまして、こういったものについて、ちゃんと国際的な枠組みの中で資源管理を徹底する、あるいは漁業の取締体制、こういうものを強化するというところで考えているところでございます。

①にございますように、資源評価の対象種を増やしまして、さらに調査の体制も充実をさせまして、いろんな情報をちゃんと集めます。資源評価の対象魚種も増えますし、中身も充実をさせるということでございます。

②にございますが、資源管理の目標を、これをMSYという、これまでも概念はもちろんあったんですけども、こういうものをちゃんと目標というものをつくって、さらに資源が何らかの原因で悪化したときには資源管理措置を強化する水準ということで、限界管理基準みたいなものを設けてやっていこうということで考えているということでございます。

2ページ目を御覧ください。こういう資源管理につきましてTAC対象魚種を増やしていこうというふうに考えております。現在、大体、おおむね6割ぐらいのものを8割ぐらいまでTAC対象種に取り込んでいこうということでございます。

その際、④にございますように、個別割り当てもちゃんと活用していこうということでございますし、この際には、毎年の資源状況によってTACそのものが変わるものですから、IQそのものは割合で配分をしよう。それで割り当てをしますと、TACの数量が決まると自動的に上下して掛け算で数量が出てくるというようなことを考えているということでございます。

あと、いろいろ管理の考え方でございますけれども、日本周辺ですと、いろんな漁業種類と魚種の来遊状況とか変化がございますので、できるだけそういう I Q を上手に消化できるような形で、年度内に限って数量を融通できるような、そういう枠組みは設けましょうというふうに考えているということでございます。

あと、議論がいろいろありますけれども、⑨にありますように、今後ともこういうことをやっていくという中では海区調整委員会の役割は重要でございますけれども、適切な資源管理を行うために、委員の選出方法の見直しをする、あるいは資源管理ですとか漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成にするというようなことで考えております。

さらに、⑩番にありますように、新しい、強いといいますか、資源管理措置をやっていくということになりますと、資源状況が悪い場合に、どうしても減船とか休漁みたいなものが必要になる場合があるので、そういうものは準備をしましょう。

⑪番で、現在やっている、予算措置でやっております漁業収入安定対策、これをちゃんと法制化をしようというふうに考えているということでございます。

次に、3 ページを御覧ください。栽培漁業の部分でございますけれども、これはちゃんと効果を見きわめてやっていきたいと思いますということと、複数の都道府県が共同で種苗・放流をやっていただいておりますけれども、こういうものをちゃんと促進をしていこうということでございます。

4 ページを御覧ください。ここが水産物の流通構造の部分でございます、2 の①にございますように、マーケットインの発想に基づきまして、1 つは物流の効率化、情報通信技術等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応ということで、多くの部分が、どちらかといいますと、いろんな予算措置とかで対応している部分でございます。

あと、さらに②にございますように、漁業者の所得向上に資するというで、いろんなニーズに対応した形で産地市場の統合とか重点化、こういったものもやっていきますし、さらには消費地にも産地サイドの流通拠点の確保を進めようということでございます。

若干制度として関連してくるのが③でございます、資源管理の徹底と I U U 漁業、違法・無報告・無規制の漁業の撲滅を図るということで、トレーサビリティの出発点になります漁獲証明に係る制度、これは検討していったらどうかということ考えているということでございます。

次に、5 ページを御覧ください。5 ページのほうが漁業の許可制度とか免許の制度ということになります。この5 ページが生産性の向上に資する許可制度の見直しということで、沖合、遠洋漁業の部分でございますが、これは今、知事管理漁業、大臣管理漁業、それぞれ2 つずつ区分があるんですけれども、これをそれぞれ大臣管理は1 つ、知事管理は1 つという形で整理をしようと思っております。

それと、I Q がどんどん入っていくと、今まで漁業許可でいろいろコントロールをしていた部分の中で、不必要になるものはあるだろうということで、そういったものは緩和をする、

撤廃をするということを考えましょうというふうに考えているということでございます。

それと、I Qの譲渡は、③にありますように、漁業許可が漁船の使用権の移っていくのに合わせて事実上移る形になっておりますので、そういった形にしたかどうかというふうに考えているということでございます。

あとはいろいろ、ちゃんと漁業者の方にデータを出していただくとか、そういったことを考えているということでございます。

駆け足でいかせていただきます。6ページを御覧ください。4番の養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しということで、(1)にございますように、養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方ということで、いろいろ規制改革との関連では、この長い、近年といたしますか、議論の中では、かなり漁業権に対して批判的な意見もございましたけれども、この漁業権の役割というものをちゃんと評価をさせていただきまして、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から漁業制度を維持するというにさせていただきました。

②にございますように、実は、漁業権の設定プロセスというのが、余り漁業関係者以外はよくわからなくて、それ以外の分野の方、地方の方、地域が違うという意味での地方の方ですが、そういった人からは余りわかりにくいということもございますので、だとすればということで、漁業権付与に至るプロセス、これを非常に透明化する形にしようというふうに考えているということでございます。

あと、いろいろ議論がありますので、例えば(3)を御覧いただけますでしょうか。漁業権の内容の明確化ということで、漁業権の種類、これは今までも3つございました。これは従前どおりを維持します。

②にございますように、定置漁業権と区画漁業権というのは、個別の漁業者に対して付与をする。これも原則はそういう形になっておりまして、実は、この中に特定区画漁業権というのがございまして、特定区画漁業権というのがいろんな小規模な漁業者の方が狭い海域をいろいろ協力をし合って利用しているというような漁業種類につきましては、漁協が管理者となって免許を受ける、そういうものでございます。漁業種類を非常に限定をして法律で書いておりまして、実態を踏まえますと、必ずしも過去に定めて漁業種類とぴたりと一致するというわけではなくて、やっぱりちゃんと特性、性質といいますか、それに着目をいたしますと、今申し上げましたように、多数の方が利用する、そういう漁業権については団体に免許をするというのがいいのではないかと考えているということでございます。

7ページでございます。③にありますように、共同漁業権、これはそのまま多数の、いわゆる漁協さんに免許をするということ考えております。

あと、議論としてよくなりますのが⑧でございますが、ここの漁業権の優先順位、先ほど申し上げましたように、特定区画漁業権であれば漁協が免許を受けたいですと言えば、一番優先順位が高いというふうなことで決まっておりますけれども、そういうことでなくて、今、アにございますように、既存の漁業権の方がちゃんとそこを使っている、利用していると

いう場合には、継続利用を優先しよう。それ以外の場合には、水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断して免許をしていただくというような形で考えているということでございます。

(4)でございますが、あといろいろ漁協さんで行われている事業の中で、漁業権管理とは別に、いろいろ漁場の環境をうまく保全していくというんでしょうか、そういったものに貢献するような取り組みをされている場合がございます、そういうものをちゃんと費用負担の関係もありますので、法的な根拠を与えて位置づけを明確化しようというふうに考えているということでございます。

さらに8ページを御覧ください。養殖業発展のための環境整備ということございまして、国全体で見ますと、世界全体で見ますと、漁船漁業は頭打ちなんですけれども、養殖業は増えている。ただ、内水面とか海面で見ると、それぞれ養殖業が増えている、実は品目は、それぞれ特徴がありまして、違います。ですから、養殖業そのものに着目はしておりますけれども、ちゃんと国内外の需要を見据えまして、品目ごとにちゃんと取り組んでいこうというふうに考えているということでございます。その際にいろいろボトルネックとなる技術開発ですとか実証試験、あるいは④にございますように、大規模な静穏水域を確保するとか、最近、漁港の利用の状況が変わっておりますので、水域とか漁港の陸域もちゃんと活用して養殖を振興していこうというふうに考えているということでございます。

さらに、今後を考えますと、当然国内のマーケットというものは限りがございますので、ちゃんと国際市場を見据えまして、HACCP対応の施設の整備ですとか、あと、輸出先国に認められる薬剤、こういったものをちゃんと増やしていく。こういったものについて環境整備していこうというふうに考えているということでございます。

8ページは今申し上げましたような、8ページの下漁協の部分、漁協制度の見直しは、今申し上げましたような改革に関連いたしまして、水産業協同組合法の中で関連規定を整備しないといけない部分があるということに記載させていただいております。

さらに、9ページを御覧ください。ここで(2)の漁協の組織・事業体制の強化ということで、漁業者の所得向上に向けた取り組みをやっていくんだということを法律に明記しますし、漁協の主要な事業というのが販売事業であるということでございますので、販売事業を行う場合には、ちゃんと責任者といいますか、プロを入れていくんだというような話とか、信用事業を行う信漁連等に対する全漁連監査、これにつきまして公認会計士監査を導入するというようなことについて位置づけをさせていただこうということで、現在、法律の策定作業を進めている最中ございまして、まだ、本日の段階で皆様にお示しをすることができないのが申しわけないんですけれども、また、機会がありますればお示しをしていこうというふうに考えているということでございます。

最後に資料5を御覧ください。平成31年度水産予算概算要求の主要事項ということで、今申し上げましたような、水産政策の改革を進めていくんだ、これを後押しするんだという位置づけでございまして、8月末日に水産庁としてこれだけの要求をさせていただいていると

いうものをお示しをしております。右上のほうにある括弧書きが平成30年度予算で1,772億円でございますけれども、総額で3,003億円の予算要求という形でやらせていただいております。それぞれ左から申し上げますと、今申し上げましたような水産政策の改革の順番に、項目立てに、ある程度沿った形で予算要求をしております。

1、新たな資源管理システムの構築ということで、資源調査、資源評価の部分ですとか、あと漁業経営安定対策の部分です。さらにはICTの部分というものについてそれぞれ赤字で書いたような形で、かなり増額の要求をさせていただいているということでございます。

さらに2、水産改革による漁業の成長産業化に向けた重点的な支援ということで、漁業構造改革とかの支援ですとか、沿岸漁業の競争力強化ということで、かなり増額の要求をさせていただいている。

さらには(4)とかにあります、バリューチェーンの構築、こういったものにもやっておりますし、漁港機能の増進というものにも着手をしております。

右上に移りまして、漁業人材の育成・確保対策、これもかなりニーズが強うございまして、ちゃんと応えられるようにということで、増額の要求をさせていただきますし、注目を浴びている増養殖対策についても増額要求ということで考えております。

3が水産改革と連動した水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進ということで、基盤整備事業については854億円を要求させていただいております。

さらに4になりますが、資源管理と関係します外国漁船の対策等ということで取締りに関しまして、相当の増額要求をさせていただいているというようなことが主な内容になっております。

ちょっと長くなりましたけれども、まず、改革に係る説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいただきました資料について御審議いただきたいと思っております。

水産業の改革については、いろんところで説明を聞かれた方、あるいは報道等で御覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、きょうは時間もとっていただいて、丁寧に資料も出していただいているので、せっかくの機会でございますから、基本的な質問のところから、それから、それ以上の御提言など含めましてお願いしたいと思っております。

先ほど久保田委員から冒頭に漁協の位置づけについてお話ございましたけれども、それもこの改革に関連してのことではないか。ただ、あの話はテレビ番組の話だったので、報道は報道で、おのおの、いいことも言う人もいれば、悪いことも言う人もいるだろうし、ということかと思っておりますけれども、何か補足がございましたらお願いいたします。

○久保田特別委員 先ほど申し上げたかったのは、テレビとかああいうところでどうだというのは別にどうということはないんです。ただ、いわゆる本来の漁協なり浜、また、それが単に今、団体として漁協がぼっと出てきたものではなくて、漁協と浜と漁業者、これについては一体なんです。いわゆるこれは江戸時代からはいろいろとありますけれども、漁業協同組合というものができて100年以上たつわけです。その中でいろんな歴史がある中で、いわ

ゆる漁協というのが生産、生活、いろいろなものに全部関与をしてきた。その関与というのは何かを締めつけるということではなくて、そこで生活がきちんとできるように、そういうものを手助けするために組織が、もともとは共同組合、戦後、法律でできたとされておりますが、それより昔から実はあるわけです。そういうものが先ほど人材育成の方針とありましたが、ああいうものについても浜の漁協というものがずっと表に出てこないけれども、かかわってきているわけです。それは学校とか、いろんなそういうものをつくって云々ということよりも、いわゆる生活と漁労の中で、いわゆる一つ一つ、水揚げを上げるためにどうするか、資源を守るためにどうするかというようなものを、いわゆる日々の事業の中でやってきているわけです。そういうようなものが、片一方、こちらは悪い、こちらはいいかいというのが、例えば世の中の風潮とか、そしてまた、先ほどからいろんなコンピュータとか、いろんなものを駆使してやるということになっておりますが、こういうものを使うのは人だと思っただけです。そういう先進的な技術とか、そういうものをやるのがいかにも改革だという捉え方になっているけれども、いや、そうじゃなくて、もともとそこについては機械等を使わなくても一生懸命改革をやってきた。そして、それを伝えてきているんです。

ちょっと余談になりますが、いわゆる水産高校を出られて、先ほど御意見ありましたけれども、大変昔は……、昔というよりも漁業者として自分の息子を水産高校に出すんだというのが1つは親御さんの教育の、本当に子供に対する期待であったわけです。したがって、浜では水産高校出身の人たちが実際に自分で漁労し、そしてまた、そのいろんな勉強したことを今度、横のほうに、点であったものを線として仲間に広めていっているわけです。これがある程度できると面として、いわゆる漁業という1つの単なる数人の漁業ではなくて、いわゆる部会内業者会という1つの組織の中で協調して漁業をやっているわけです。そういうものが、例えば水産高校に出すにしてもお金がないと出せないわけです。そういう簡単に出せない、そういう中で一生懸命そういうものを期待して出してきた。しかしながら、一方で、先ほど御意見ありました、水産学部等の中では実際に漁労の現場に出ていく方というのは大変少ないわけです。ただし、研究とかいろんな面で大変頑張ってやっていただいて、それが浜に直結している面もあります。私、いわゆる漁協というものがいろんな漁協、そして浜を含めて、その中の根っこにあるのが漁協組織で、それは漁協運動といいますか、漁業協同組合。これが漁業組合という圧力団体的な捉え方にどうも、そういうふうな受けとめられている。いや、そうじゃないんだということをおわかってもらって、そういうところのものが、例えば何かに水産改革としてこうだというものを漁協の前面に打ち出してということよりも、いわゆる現状の認識というか、これがまずきっちりされなければいかんのかな、そういう意味で申し上げたということです。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、まず久賀委員で、橋本委員、佐藤委員。

○久賀特別委員 ありがとうございます。

久保田委員の補足のようになると思うんですけれども、今回の規制改革について白書に載せるにあたって、都市の消費者にとってみれば、地方の浜で既得権益をめぐってどなたかがやっているなぐらいな、人ごとのような感じに受け取られてしまうというのが一番残念なことではないかと思うんです。消費者が無関心といいますか、そういったことになってはいけないのだろうと思うんです。なので、日本国民のたんぱく源の供給を担う漁業のあり方、食料の安定供給のこれからを議論する、そういったものなんだという点、そういう点で非常に大事なことなんだよというような位置づけといいますか、そういった説明を少し意識して白書に掲載する工夫をしてはいかがかなと思っております。

御検討よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 ありがとうございます。

私は15年以上前になりますけれども、小泉政権のころですけれども、規制改革会議で委員をやっていたことがございまして、少しだけ雰囲気は、多分余り今も変わっていないんだろうなと思いますけれども、だから、久保田委員のおっしゃっていただいたようなことをよく踏まえて、実態をちゃんと説明するというスタンスは強く求められると思います。そのことを踏まえてなんですけれども、今日お話をお伺いして、簡単に言えば、許可を得て漁業をしている船舶から見ると、いろんな義務を課されることになるとか、あるいは漁協なんかについては一定のいろんな変革を求められると、そういうことになるんだろうとは思いますが、そのときに一番大事なことは、繰り返し文章にも出てくるんですけれども、漁業者の所得向上、産業としての漁業を振興するといいますか、特に漁業者の所得向上、これが繰り返し、趣旨として語られているわけだから、一体何のためにいろんなことをやるのかというと、それは漁業者の所得向上というのが趣旨、目的の大変重要な部分であるということを引きちと押さえて、これをやっていく、そういうふうにやっていただくということが大事なんじゃないかなと思います。

そうじゃないと、これは改革のための改革といいますか、なぜやるのといったら、それは規制改革が必要なんだからやるんですよという、その言葉と空中戦で言葉を言っているだけで、実態の漁業とか、漁業という産業とか、地域だとか、その担い手とかの実態というものを離れて、ただやるからやるんですよと、お役人的に短冊を切って並べて、幾つ改革しましたとかいって、やりましたというようなことにどうもなりがちなので、そうではなくて、何のためにやるのかというところの、地に足をつけた議論といいますか、それはやはり漁業者の所得向上ということのためにこの改革をなさるのだというふうに私は説明を理解しましたので、そこから外れないようにぜひやっていただきたいなというふうに思います。これは感想というかお願ひというか、そういうことで発言させていただきました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ただいまの久賀委員の御発言と橋本委員の御発言は、私が今、発言の前段に申し上げようと思っていたことをまさに言っていたと思います。ここまで委員を担当させていただいて、白書のあり方としては、やはり20万の水産業にかかわる人のためのものではなくて、1億2,000万の国民の食料を供給する食料産業の水産業のための白書だという位置づけで白書があるべきだとずっと私、ここまで御発言させていただいてきたと思っております。そういう白書になってきていると思っておりまして、今回の水産施策の方向もその方向で進んでくださるものと思っておりますが、この資料5の予算要求を見ましたら、白書の方向と大きくずれているのではないかと思います、本日このことを一番申し上げたくて、今日参りました。

皆様、今の、橋本先生がおっしゃったように、漁業者の所得向上のためにということの施策がどうするかといえば、消費者が魚を買う、好んで買う、いい魚、高くても買う、日本の魚は買うというような方向性があるからこそ、漁師さんの所得向上に直接的につながっていくことではないかと思うのですけれども、この資料5の書かれている予算の要求の項目を見ますと、そのための施策が全然私には読み取れません。行間にあるのかもしれませんが、消費者に買っていただくためのPRですとか、おいしさや栄養価の紹介であるとか、あるいは学校給食に対して国産魚を積極的に使う取り組みはできませんか。今扱われている魚はほとんど外国の魚でございます。国産魚が使われない理由は多々ございますが、越えられないハードルではございません。努力すれば越えられることばかりなんですけれども、そのための施策が全然見えてきません。

ですから、ぜひとも予算要求の中に、本当に皆様が目指されている内容が入る要求をしていただいて、施策と予算が一体化したものにさせていただかないと、せっかく白書がいいものになっても、よりよい施策にならず、どんなにいい改革案ができたとしても、漁師さんにとってよいものにならず、結果的に国民のものにならないのではないかと思います。

ですから、予算要求は8月末日に出されたということで、これから変わっていく、あるいは削られていくことになろうかと思いますけれども、内容が変わっていく中で、国民への、要するに食べてもらうため、魚のよさを知ってもらうため、魚を買いたいと思わせるための施策というものをぜひとも入れていただきたいと思います。

これは業界が予算を自分たちでつくってやるべきだ、PRはやるべきだという御意見もあるかと思います。昭和20年代、日本人がまだお肉を全然食べていなかった時代に、アメリカが国家を挙げて業界と産業界が一緒になって日本各地をキッチンカーで走り肉食を勧めたという事例から、日本人のここまでの肉食が広がったということを考えれば、今の私どもの魚を食べたいけれども遠くなってしまう台所の構造、家庭のライフスタイルが以前と変わってしまっている中で、今みんなに魚をもう一回食べようというためには、いろんな方法が必要だと思います。そのための広報、PRをぜひ入れた予算書にさせていただきたいと思ひまして、御意見申し上げます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

なかなか厳しい御指摘だったかなと思いますが、後でお答えがあるかと思います。

では、浜田委員、お願いします。

○浜田委員 私からは12ページの日本の漁業者数・年齢構成の推移のところについて申し上げます。私、一昨年もこのグラフについて同じことを申し上げたかと思うんですけども、国のホームページにも大きく書かれているとおり、50歳以上の人口と50歳以下の人口とでは逆三角形を描いておりまして、近年、少子化の傾向にございます。ですので、人口がそもそも多かった年代と少子化にある年代を1対1の比率で、単にグラフ化してよいものかどうかということです。1対1で示しますと、漁業というのは就業者数が減少傾向にあって危機なんですということは消費者には、また、この白書を御覧になる国民の方々にはよく伝わると思いますが、では、何のために改革をし、そのためにどうするのかという改革の意味合いがこのグラフから読み取れなくなってしまうと思われま。

ですので、逆三角形という人口比率を考えたときには、少子化の世代の1人が50歳以上の人口の多さを考えたときには1.何人分もの価値があるという考え方もできるかと思えます。国民の方々、また、消費者の方々には、確かに若者の就業者数は減っていますけれども、その方、少子化の年代にある方が1人就業していただくだけで、3人分、4人分もの仕事が賄えるぐらいのICTでの改革をし、競争力を強化し、バリューチェーンの構築をしていくんだという書きぶりであれば、この改革の意味、そのために何をするのか、どうしてその予算がついているのかという意味合いが深く読み取れてくるかと思えますので、単に1対1で示すことが本当によいことかどうかというところで、このグラフについて意見を申し上げます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

中田委員、お願いします。

○中田特別委員 今回のこの改革の中で資源管理、あるいは漁業許可制度の見直しとかいうのは、みんな遠洋とか沖合漁業を主として対象に書かれていると思います。けれども、沿岸とか沖合漁業を対象にしたとしても、沿岸漁業も同じような魚種を沿岸漁業で獲る場合があるわけです。影響を受けざるを得ない。そうしたときに、各沿岸で沖の事情で管理されたものをそのまま沿岸で当てはめることができるのか、そこに疑問を持ちます。特に沿岸では浜の活力を維持するということが非常に重要だと思うんですけども、そういう観点からすると、沖合を中心にIQを決めて、その一部を割り振りとして沿岸に持っていかれるというだけでは、なかなかそこがうまくいかないのではないかと懸念を持ちます。そういう沿岸の部分というのが抜けている、あるいはそこに関連を持たせて書かれていないというところがちょっと問題かなと思って読んでおりました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 今の御意見に関連して、資料の5の1の(1)に資源調査という部類がございますけれども、ほとんどこれは、今、海の中を調査するだけで、それに影響させている森や海、川や我々の生活の仕方、産業のあり方には関連した調査がなされないままではないかなと思うのです。

1つ例を申し上げますと、黄河が海へ届かなくなって久しいのですけれども、あれによって渤海の広大な汽水域が失われて、渤海で卵を産む魚種がほとんどやられています。私はかまぼこ屋ですけれども、特にシログチなどは壊滅的ですし、黄河が断流したことで、とんでもない影響が起きているわけです。その小規模なものが日本の国内の各地沿岸に起きているはずで、そういう面で、我々の産業のあり方とか人間の生活のあり方とか、そういうものそれ自体が海に影響しているという現実が起きているわけで、資源調査評価ということに関して、とにかく海の中だけ見るのではなくて、もっと全ての広い関連物を見て物を言っていくということが必要なのかなと思います。また、これは国土交通省とか環境省とか、いろいろなところが絡むので、また農水省としても手が及びにくいところかもしれないけれども、そういうのは全てトータルで見ないとだめになってきているのかなと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私からもそれでは1つ、2つ。とても小さいことなんですけれども、資料4の改革の、例えば2ページ。漁船ごとに割合でIQを割り当てるとのことなんです、これ、漁業者、漁船が多い場合には、この割合が普通のイメージだと15%とかそんなような割合が割り当てられるのかなと思いますけれども、実際には0.0000325686とか、そういう数字の割り当てになる可能性がある。実はそれは、私、昔、オランダにヒアリングに行ったら、そういうような数字になっている。それはEU全体のところからずっと下りてくるのでそういうことになるんですが、パーセントの前に0が幾度もつくような、そういうものなんです。これ、なかなかピンとこないんです。ゼロを1個間違えるだけでも大きな違いなのと、小数点の後が普通だったら15%とか15.2%とか、そんなものなんですけれども、そういうものにならないです。小数点以下が5桁、6桁続くような、そんな割り当てになるものがあるんじゃないかという、それが、だからどうだと言われるとどうなんですけれども、難しいかなというふうに思いました。

その下の、今、④の話だと思うんですけれども、⑤のところ、年度内に限って融通する場合に、国の許可が要るとのことなんです、運用の問題かと思うんですが、非常にたくさん年度内融通が出るだろう。一々国が許可をするのか。そういうときに数量の許可をするのか。それから、恐らく金銭的な、有償での譲渡になるだろうと思いますが、そこまでフォローするのか。あるいは年度末ぎりぎりになっての譲渡というのはきっと多く、そっちのほうが発生する、年初というよりは。そういうときに、行政として対応できるんだろうかと

いう、国の許可にすると、そんなようなことを、とても小さなことなんです、思ったような次第です。

もう一つだけ申し上げたいんですけども、先ほどから、国民への食料供給が基本だ。それからあと、漁業者の所得向上が大事なんだ。この2つの話が出ているんですが、これがイコールで結びつかない場合がある。つまり輸出です。輸出したほうが漁業者の所得向上に結びつく。しかし、それでは漁業法の本筋の目的である、もって国民に食料を供給するんだというところと矛盾する。私たちの口に入らない輸出用食材はたくさんあるわけで、これをどういうふうに新しい法体系の中で輸出をどう位置づけるかということのを思いました。

以上です。

ほかにはいかがでしょうか。

平山委員、お願いします。

○平山特別委員 この水産規制改革について、全国漁青連の総会で水産庁の方に説明していただいたんですけども、まだ末端の漁業者まで説明が行き届いていない。現場としても理解、納得しているとはまだ言いがたい状況にあると思います。私たち若手生産者が生産力がアップするような改革をよりよい方向でつくっていただけたら助かります。それを今後、浜へ丁寧説明していただいたら、より助かると思います。

よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

多分これからずっと全国行脚されるんだと思うんですけども。

ほかにはいかがでしょうか。

平野委員、お願いします。

○平野委員 全く本筋から離れると思うんですが、このごろ非常に台風とか地震とかの自然災害が非常に多くて、漁場の被害とか水産業の加工業の被害とかというものをかなり目にします。そういうときに、振興のための予算とかは出ているんですけども、そういう被害を補助するというか、救済するようなことはどうなっているのか知りたいなと思ったものですから、全然関係ないんですけども、質問させてください。

○山下部会長 ありがとうございます。

そろそろ事務局のほうから何かまとめてお答えのあるものについて、真面目なので全部に答えようとされるかもしれませんが、特に絞ってでも説明、お答えをしていただければと思います。

○企画課長 まず、私のほうから説明できるところ。

皆様方にいろいろ意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

できる限り我々のほうもわかりやすくというのは努力をしたいと思いますし、機会がありますれば、皆様方の理解が進むように努力を引き続きさせていただきたいというふうに思っております。

若干、今後の議論になりますので、私のほうから余り断定的には申し上げられないんです

けれども、現在まさしく水産政策の改革をやっている最中でございますので、今回の白書の中に具体的に全部を書き切るといふようなことは、今まさに進んでいる最中でございますので、ちょっと難しいんじゃないかということで、来年以降どれだけうまく具体的に書いたものを白書として書けるかというふうに一応、想定をしています。その中で、具体的に書いたものをどれだけ今年度の白書に入れられるかということではないかというふうを考えているということ、あらかじめ一応考え方として御紹介を、御報告をさせていただきたいと思っております。

あと、資源調査を進める、あるいはI Qを進めるに当たりまして、かなり単純に沖合と同じように沿岸漁業がいくのかということにつきましては、確かに業界団体のほうからも、沿岸漁業の特性といいますか、そういったものをよく踏まえて進めてほしいというふうに言われております。この点につきましては、補足があればあれですけれども、それはよく趣旨を踏まえながら進めたいと思っておりますし、あとI Qで個別に管理することになりまして、やはり個別の船の数量そのものをいかに迅速に管理できるかとか、そういう部分も、体制が整わないとうまく管理ができないんじゃないかという部分がありまして、部会長から御指摘のありました部分は、まさしくそういうものと同時並行的に進んでいかないと、なかなかきめ細かいI Qの管理というのは難しい部分があるんじゃないかということで、そこも制度なり漁獲量の把握の仕方みたいなのをうまく構築しながらやっていくということだろうと思っております。

あと食料供給と輸出との関係でございますけれども、おっしゃるとおり、なかなかバランスが難しいところがあるんですけれども、今年度の29年度の白書でもお示しをいたしましたけれども、かなり国内の供給量そのものは減ってきております。それはいろんな要因があると思っておりますけれども、相当減っておりますし、今後、きちんと資源管理をやるとか、養殖を振興するというところで、漁業者の方の所得向上みたいなものを進める際には、どうしても国内の需給バランスとかを考えますと、輸出というものを1つの視野に置いていかないと、それはうまくいかないんじゃないかということで、その点はよく検討しながら進めたいというふうなことで、輸出戦略を品目ごとの戦略を立てるといふことで考えさせていただいているということでございます。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長でございます。

平野委員の災害の制度について御説明させていただきたいと思っております。

まず、公共施設、これは漁港とか海岸とか集落内の道路とか、そういったものを含めまして、地方公共団体が管理する場合には災害復旧制度がございます。

それから共同利用施設、これは漁協が管理される場合ですけれども、例えば荷さばき所、冷凍・冷蔵庫、また、今お話のありました加工場等、これらについても災害復旧制度がございます。それ以外の個人の方の関係ですけれども、例えば災害によって漁獲が減った、養殖の魚が死んだ、また、一部養殖の施設が壊れた、そういった場合については漁業共済制度がございます。

漁船についても被災を受けた、また、転覆したような場合には、これは漁船保険の制度がございませう。

それから、先ほどの加工施設の例になりますけれども、中小企業の加工施設が壊れたような場合には、日本政策金融公庫の支援がございませう。このように、災害により被害を受けた場合の支援制度が多岐にわたり用意されているので被災が起こった場合には必要な措置をもってお手伝いさせていただいているところだす。

あともう一点、漁場の話がございませうけれども、最近、大雨災害によって流木が漁場に流れ込んで漁業者さんが被害を受けるというような事例が多く出てきております。まず、海面におけるそういった災害については、管理者がいる場合といない場合に分けられまして、漁港管理者、港湾管理者、あるいは海岸保全施設の管理者、そういった管理者がおられる場合については管理者が災害復旧制度に則って事業を行います。

一方、一般の海域全体については、基本的に環境省の補助事業により浮遊する流木やゴミ等の対応をしていただくことになっていますが、港湾あるいは航路があるような場合には、国交省の港湾局が直轄の海洋清掃船を持っていますので、必要に応じて対応していただいています。

さらに、これら対応でも追いつかないような場合、大体、一番影響を受けるのが漁業者なので、私どものところに声がよく来るんですけども、そういった場合については、水産多面的機能発揮対策事業、これは漁業者さんが中心になって、清掃活動を含めて、いろんな多面的機能の発揮に資するような事業をやっていただく事業なんですけども、これを活用して必要な対応を行っているというのが実情でございませう。

○山下部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○管理課長 補足で、資源管理関係の部分を補足させていただきます。

企画課長からほとんど回答いただいたんですけども、沖合に現行、えらい格好いいことを言っ、I Q制度とか言っているけれども、遠洋、沖合だけしか当てはまらないんじゃないか、沿岸はなかなか難しいんじゃないかというところだございませうが、先ほど企画課長から説明があったような条件整備というのをきちっと進めていって、一步一步、そういう世界というのを目指していきたいというのは原則としてありますし、さらにそれに行くまでの間も、やはり原理原則としてMSYというのをきちっと、目標として設定して、橋本委員からございませうけれども、やっぱり漁業者にもうけていただけるような資源の状況というのをつくっていくというのが、それは漁業者全体で沿岸、沖合とかかかわらず進めていかなきゃならない話だすから、そういう世界に向けて、片方はI Qかもしれないけれども、沿岸側では別のやり方で、そういう数量管理というのをきちっとやっていくという姿というの、そういったところもつくり上げながら、あるべき姿にどんどん近づけていくというふうなことだと考えています。

あと、山下部会長からいろいろと難しい話、細かい部分、御指摘ございませうけれども、漁船ごとに割合で数字をどうやって、それもきちっとわかりやすいように、本当に10のマイ

ナス何乗というふうな話というふうな割り当てになると思いますので、そういうときってわかりやすいように、パーミリとかパービリオンとか、そういう単位というのも考えながらやっていかなきゃならないのかなと、改めて思いました。

あと、管理簿みたいなものを設けて、どこにどれだけ、そういう割り当てがあるのかというのを、これはやっぱりきちんと我々としても把握するとともに、世の中の皆さんにも知っておいてもらう必要があるというふうに考えていまして、その一つ一つ移転、各都市ごとに承認をして移転をしてもらうというふうなところの意味としては、余り細かく割り当てとしてこうあるべきだというんじゃないで、基本的にはやはり民衆での移転みたいなものというのを見ながら、あとちゃんと適切に、とっちゃいけない人のところに枠がいたりとかというふうなことはないように、ネガティブチェックみたいなものもしながら、かつ、どこにどれだけ枠があるのかというのが世の中から見えるような形にはしておかなきゃならないのかなというふうな意図で、こういうことを考えているというところでございます。

資源管理関係はそういったところですよ。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、加工流通課。

○加工流通課長補佐 加工流通課の山田と申します。

幾つかお話がありましたことに補足いたします。1つ目は災害のことについてですが、お尋ねのあった水産業の加工業の被害ということにつきましては、先ほど御説明した支援のほかは、水産加工品、あるいは水産物だけではなく野菜等を含めまして、例えば加工業者の冷凍庫の中にあったものですか、市場で翌日の競りに備えて水槽の中に入れていたようなものについては、残念ながら支援はございません。今回は停電による被害でしたので、そのところの被害が目立っておりますけれども、例えばアイスクリーム業界のように、冷凍していないと商品が解けてしまうようなところは全て商品がだめになってしまったんですが、残念ながら、そのところの予算での支援はございません。こういうところにつきましては、もちろん保険の方も手当ては薄く、北海道については停電ということで被害がやや特殊でしたけれども、近年台風等の災害が多発している中でそういうところをどうするのかというのは御指摘のとおり新しい視点と思いますが、どうしても財源をどうするのか、ですとか、被害の算定をどうするのか、という価値や被害額の査定が難しいところもあり、なかなか支援が進んでいないかなというところはございます。

次に、水産改革の予算について御指摘のあったことについてですけれども、加工流通課では消費ですとか学校給食などを担当しております、魚種別や国産品の消費割合などは文科省が整理しております。例えば、カツオであれば100%国産のものを使っておりますが、エビのような、むき身にして加工したほうが学校給食の方でも調理しやすいようなものは、やはり自給率は10%台に留まる、というような状況にございます。このため、国産品の消費促進については魚種によっても対応が異なるのではないかと、ということ踏まえた上で、資料5の中にもそういう消費促進の予算は入っておりますけれども、改革という、これから水産

も変わっていくんだということを出すための資料ということになりますと、どうしても大切な施策ではあるけれどもそれほど目新しくないというものが埋もれてしまっている、という御指摘をいただくことはあるかなというふうに考えております。とはいえ、変わるどころだけではなくて、大切に、今後も変えない、というところもきちんとやっていきたいと考えておまして、この資料からはちょっと読み取れない部分がございますが、引き続きやってまいりたいと思っております。

それから、輸出につきましてです。私たちは加工流通課なので、特に加工業者さんから御指摘いただくことは、原料確保が難しいんだ、ということです。その一方で輸出を促進するという施策もありまして、実は輸出も私たち加工流通課が担当しておりますので、輸出もやりつつ、加工業者さんからの、何とか加工業が継続できるようにという声にも対応させていただいております。このため、輸出につきましては、先ほど藤田課長のほうからお話のありました品目別の戦略が重要だという御説明に加えまして、やはり輸出が進んでいるような、養殖もので、国内の市場がやや飽和しているような魚種と、加工業者さんが非常に原料不足で困られているようなものとはマッチしないと言いますか、分けて対応しております。輸出がされればいいということではなく、国内市場が飽和しているようなものを輸出に向けて漁業者さんの所得向上に繋げていく一方、加工業者さんが確保したいと思われているような原料魚につきましては、輸出に向けるということではなく、なかなか養殖することが難しいなど時間が掛かる問題ではありますけれども、常に念頭に置いて業務に取り組んでおりますので、引き続きお知恵など拝借できればと思っております。

補足は以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

○増殖推進部長 鈴木委員からございました資源調査の関係ですけれども、この予算の資料の中では、資源調査評価の充実ということで、そのためにまさに漁場の調査を拡充しようとか、データをたくさんとれるようないろんな新しい仕組みをつくっていきましょうという趣旨で書いてあるので、ここには入っていないんですけれども、ずっと右下のほうの4の(2)とか……

○山下部会長 参考資料ですか。

○増殖推進部長 資料の5、予算の資料の主要事業の資料の右下の、例えば4の(2)、国境監視を初めとする多面的機能の発揮等というところの2つ目の矢印で、有害生物とかの漁業被害防止等の実施とあります。こういう、ちょっと違う分野の研究ということで、これで栄養塩というのがどういうふうに生物の生産にかかわってきているかとかというのをやっています。具体的には、森があるとどう変わるかとか、そういうところはなかなか研究の着目というかが難しく、今、現状やっているのは、例えば河川で下水処理場の運転を緩めたときの栄養塩の流れでもって、例えば森にどういうふうに影響しているかとか、まだ実はそういうレベルなんですけれども、そういう河川からの流れと海洋の生物生産との関係についてもやらせていただいているということで御紹介させていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

そろそろ時間かなと思いますが、何か御発言ございますでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 今日ここに御提示されていることとは全く違うことなのですが、原産地表示の問題を看過できないと思って毎回出させていただいています。これは消費者行政なのかもしれませんが。水産庁マターではないのかもしれませんが、魚の原産地の定義、これが非常に矛盾があったり曖昧だったり合理性がなかったりするのです、本当に国家レベルで原産地表示をきちっと定義していただかないと、各業界、非常に混乱しているといいましようか、やりにくいという問題がございます。原産地表示のこと、原産地の定義の仕方、これをぜひ白書の中にどこに盛り込むかわかりませんが、問題なんだぞということを書いていただきたいなと思います。

○山下部会長 中田委員。

○中田特別委員 トレーサビリティの話や漁獲証明の話などに関連してくると思うんです。そういうところをはっきりしないと、本当にトレーサビリティをきちりと追って行って、マーケットインの情報を入れて漁獲に反映するみたいなことは難しいと思うんです。やっぱりそこは真剣に捉えて、国はどうしていくかという方針を出していただければなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

佐藤委員から手が挙がっていて、あと加工流通課からも、姜委員から。それでは、佐藤委員、姜委員で。

○佐藤委員 先ほど加工流通課から丁寧な御説明をいただきました。ただ、規模的にこの表を見ると、多分、加工流通課の御担当は資料5の2の(4)の生産から消費に至るバリューチェーンの構築のところかと思うんですが、金額で見ますと26億円の要求で、全体の1%以下でございます。その中で、さらにさまざまな施策の中の、本当に消費者のPRという部分は、さらにその中の何%になるかと思えます。今、いただいた水産施策の改革についての資料4の水産物の流通構造で、その中の2の漁業者の所得向上に資する流通構造の改革と大きくうたわれて、今回の改革の、言ってみれば目玉にもなり得ることではないかと思うんです。ですから、そういう意味では陰に隠れてしまうことではなくて、ぜひとも打って出たい施策にしていきたいし、消費者のほうにこの問題というか、この大きな課題を知っていただいて、みんなで日本の水産業を盛り上げるような、そういう改革に持っていくきっかけになり得るのがここの項目だと思うものですから、繰り返しになって恐縮ですが、御意見申し上げます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、姜委員、お願いします。

○姜委員 全く違う観点からお話しさせていただければと思います。

読み物をつくる時に一番大事なことで、ペルソナ設定だと思っています。誰に読んでほしいかというところで、私、この会に参加させていただいて2期目になるんですけども、やっぱり白書というものを読んでほしい、そして情報提供する重要なツールというふうになったときに、1億2,000万の国民のためというところをつくっていくには大変おつろう業務でいらっしゃるだろうなというふうにいつも思います。例えば教育も教育するほうの人のために書くのか、教育されるほうの人のために書くのか、そこが混然としてしまうと、ただただ、わかりやすくつくるのはページだけがわかりやすいだけで、全体像のわかりやすさは最初から置いてきぼりになっている上でつくらなくちゃいけないという、白書の難しさがあると思います。

ですので、本来は構成が一番大事で、そこを一度見直さない限り、わかりやすさがイコールもってもってとっ散らかることになっていってしまうのかなというのは、ことしは無理なんでしょうけれども、一度、根本的なつくり方の、他省との関連もおおいだとは思いますが、できたらいいのかなというふうに思いました。

私が記憶に、申しわけございません、去年、一昨年って、これって最初に予算っていただいたものでしたでしょうか。初めてですよ。いわゆる一般企業に勤めていると1.7倍もの予算を要求して通るのか、いいなと、そのためにはどういう成果を上げたか説明責任があるので、そこを企業は求められているものなので、一番わかりやすいのは、構成が30年度の水産の動向、そして30年度に講じた水産施策、そして来年度に講じようとする水産施策というのが、こういう金額を入れろとは言いませんけれども、これに基づいてやった結果、こういうことがあって、ピラミッドを逆に考えてみて、こういう施策でやってきました。その結果、こういう天変地異もあり、こういうところもあって、最後に益と残った、ここの部分だけはこういうことで水産業の成長産業のために国が行ったものというような読み方にすれば、興味、自分が何かかわっているところは、こういうふうにやってもらって、その結果こうだったのか、それが来年にこうつながるのかという、とてもおもしろい、読みたくなるような白書になるのではないのかなというふうに思います。一度構成を、今年に間に合わないとは思いますが、このつくり方を永遠にしていくと、特集を組んでもそれが何の特集なのかぼけてしまうような、そういう危惧が正直、読み物を日々つくっている身としては思う次第です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

大事な指摘です。予算があるんだったら、委託して、姜委員のところ丸投げして書いていただくのはいかがかと。

それでは、山田課長補佐、先ほど。

○加工流通課長補佐 御発言のありました原産地表示についてですけども、食品表示法の原産地のことをおっしゃっているのか、あるいはもっとさかのぼってルール化されていた生産水域のこと等をおっしゃっているのかによって、私たちも取り得る対応が異なりますので、

また後で詳しくお話をお伺いできればと思っております。

また、御指摘いただきましたトレーサビリティにとって非常に重要な点で、原産地以外のもう一つのものとしましては、魚名、魚種の名前がありますけれども、魚種の名前につきましては、消費者庁と生産関係の水産会社の幾つかと御相談をしております、名称に係るガイドライン、これは以前水産庁が作った後に消費者庁に移管したものでございますけれども、その内容が少し今の流通実態にそぐわないところがあるということで、見直しをするということで話を進めております。なるべくできることから、本当に消費者から業界まで関係することなので、丁寧に対応してまいりたいと思っております。

それから、予算でございますが、御指摘いただいたように、2ポツの（4）のところと、実は（2）、まさにこの書きぶりがどうなのかという御指摘をいただいたものですが、（2）の沿岸漁業の競争力強化という項目の中にも実は流通等の部分が入っております。この予算資料につきましては、加工業者さんからは加工の文字が全然入っていないという御指摘をいただくことがございまして、委員御指摘のことを含めまして、私たちの力及ばずのところがあり、いろいろ、担当としましても忸怩たる思いを感じているところでございます。御指摘を踏まえまして、もう少し打ち出し方ですとか、業務のやり方の工夫を今後もしていきたいと思っております。御発言、ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは4時を終了目標にしておりますので、今回はこの辺で審議を終わらせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から何か御報告ございましたらお願いします。

○企画課長 長時間、またいろいろ意見をいただきまして、ありがとうございます。事務局としてできる限りの努力をさせていただきたいと思っております。

まず、今後の部会のスケジュールでございますけれども、本日いただきました意見を踏まえまして、特集テーマの構成等案につきましては、検討資料を作成した上で、11月中旬から下旬に開催を予定しております次の部会でまず御審議をいただきたいというふうに考えております。具体的な日時は後日、調整をさせていただきます。

もう一つお知らせがございまして、例年10月から11月ごろに特集テーマに関連しまして、現地調査を実施しております。ことしは先ほど御議論いただきました水産業に関する人材育成に関しまして、現在、調査場所を検討させていただいている状況でございます。各委員の御意向、御都合を現在伺っておりますけれども、日程につきましては、こちらも後日、御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして企画部会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。